

第2次札幌市児童相談体制強化プランの取組一覧と取組結果

具体的取組	取組結果
1 相談支援力の強化	
新たなアセスメントツールの開発 関係機関と共有のアセスメントツールを開発し、支援の流れの明確化・共有化を図る。	子ども・子育て会議児童福祉部会にWGを設置し、有識者や関係機関と議論しながら開発を進め、2018年3月に「児童虐待防止ハンドブック」「在宅支援アセスメントシート」等が完成。
関係機関との合同研修等 ツールを活用した合同研修等を実施。	2018年度に同WGで活用状況の検証と改善を実施。ツール活用の児相・区合同の研修を開始、ハンドブックも年度毎に各関係機関への周知を重ねてきた。引き続き、周知・研修を充実させていく。
○アセスメントツールを開発。周知や効果的な利用に引き続き努める必要がある。 ○合同研修も開始したが、新型コロナウイルス感染対策と研修の両立について検討が必要	
2 専門性の強化	
児童相談関係職員のスキルアップ研修の充実 相談援助技術の向上のため、より体系的、実践的な研修を実施する。	児童福祉法義務研修に加え、専門的な支援手法に関する研修等を新たに実施。2019年度より、新たに策定した人材育成・研修計画に基づく体系的な研修を実施。
児童相談所への専門職の配置等 児童相談所のさらなる専門性強化のため、医師職の配置や弁護士を活用を図る。	2017年度より子ども発達支援総合センターの医師4名を児童相談所と兼務発令し、2020年度より児童相談所に常勤医1名を配置。 2019年度より児童相談所での弁護士への相談体制（週1回）を整備し、2020年度より拡充（週1回定例＋臨時相談・職員研修講師）。
各区家庭児童相談室の専門性の強化 各区家庭児童相談室の専門性強化のため、児童福祉司の配置等を検討。	2020年度より6区に各1名を増員。子ども家庭総合支援拠点機能整備に向けて、体制や機能強化の方向性の整理を進める予定。各区ヒアリングによる課題把握実施。
○義務研修への対応、体系的な研修に着手。 ○（検証報告を踏まえた、）職員育成や研修について検討・対応が必要。	
3 相談機関の適切な役割分担と連携体制の構築	
児童相談所と各区家庭児童相談室の役割分担と情報共有 児童相談所と各区家庭児童相談室の更なる役割分担について整理するとともに、児童相談システムを各区に拡大。	児童相談所から区への事案送致等を段階的に実施。 2017年12月に児童相談システムの各区家庭児童相談室への拡大（閲覧）を開始し、2020年2月に区家庭児童相談室が主担当のケースのシステム管理を開始。
児童家庭支援センターとの連携強化 児童相談所からの指導委託や各区家庭児童相談室との協働によるケース支援など、連携強化を図る。	2018年度より児童相談所、区家庭児童相談室及び児童家庭支援センターによる情報共有会（月1回）を開始。 2019年度より児童家庭支援センターへの指導委託を開始し、段階的に拡充していく予定。

<p>第二児童相談所の設置に関する検討 増加する虐待通告や一時保護に迅速・的確に対応するため、設置について検討。</p>	<p>市域東部(白石区)に第二児童相談所(総務部門、相談・判定・指導・措置部門、一時保護部門等から構成)を設置する方針。</p>
<p>○区との役割分担の整理を実施。妊娠期から出産・育児期までの支援に向け、情報やアセスメントの共有について、さらに進める必要がある。 ○児童相談所が専門機関として、区の支援を強化する必要がある。 ○区家庭児童相談室、児童相談所については、引き続き体制強化が必要。 ○一時保護のキャパシティ確保が課題。</p>	
<p>4 地域資源の整備と地域支援の充実</p>	
<p>養育支援員の派遣 養育状況の改善が必要な世帯等に家事育児支援を実施し、虐待の発生を防止。</p>	<p>2017年12月より派遣を開始。 2019年度は延べ9世帯への支援を実施。 養育状況の改善において派遣効果は出ている。</p>
<p>児童家庭支援センターの整備、通所による保護者支援の充実 未設置の児童養護施設への支援を行う。</p>	<p>2016年の児童福祉法改正による国の方針転換を受けて、児童家庭支援センターの整備スケジュールを見直し。2022年度に未設置施設への整備が完了する予定(計6か所)。</p>
<p>児童虐待防止に向けた在宅児童等支援のあり方検討 在宅支援の制度的枠組みの検討を行う。</p>	<p>2018年度に児童家庭支援センターへの指導委託と区への事案送致の枠組みを整理。児童相談所の区支援のあり方も含め、在宅支援の充実に向けて検討を継続。</p>
<p>○養育支援員の派遣を開始。提供体制の拡大に向け、引き続き取り組む。 ○在宅児童や家庭に関し、区・児相を含め、要対協を活用した支援の強化の取り組みが必要。</p>	
<p>5 社会的養護体制の強化</p>	
<p>新規里親開拓と里親支援の推進 受け皿の少ない地域での新規里親開拓を進めるとともに、里親を支援する拠点機能の整備や、長期未委託里親の現地研修等を実施。</p>	<p>2018年度より未委託里親への「里親トレーニング事業」を開始し、委託里親の割合が増加。里親支援体制の強化に向けて、民間の里親養育包括支援機関(フォスタリング機関)を2021年度に複数設置する予定。</p>
<p>施設入所児童等に対する自立支援 施設入所児童等が社会的自立に至るまで継続的に支援する仕組みを検討し、支援体制の充実を図る。</p>	<p>「社会的養護自立支援事業」の一環として、措置解除後の居住費及び生活費の支援を2017年度から開始。 2019年度より支援コーディネーターの配置と生活相談を開始し、22歳までの継続的支援体制を充実。</p>
<p>○里親支援について、トレーニング事業等を開始。 ○里親包括支援に向けた、支援の充実やフォスタリング機関を中心とした体制構築が必要。 ○市内における社会的養護の受け皿拡充が必要。 ○社会的養護の子どもの自立に向けた、支援の継続。</p>	